

佐賀県知事選挙臨時啓発事業実施業務委託仕様書

1 目的

佐賀県知事選挙における選挙の期日及び期日前投票制度等の周知並びに投票の呼びかけ等を、各広報媒体の特性を考慮した上で相互に連携させながら効果的かつ効率的に実施するため、啓発事業実施に係る主要な業務を委託し、当業務を通じて有権者へ選挙の重要性を認識させるとともに、投票率の向上及び選挙の適正かつ円滑な執行を図るものである。

2 実施内容

- (1) キャッチフレーズの考案
- (2) ポスター（A2版・B2版・B3版、カラー）制作
- (3) チラシ（A4版・両面印刷、カラー）制作
- (4) テレビCM（STS・15秒スポット）放映
STS：15秒スポット60回
※Aタイム20本、特Bタイム19本、Bタイム11本、Cタイム10本の計60本。
- (5) ラジオCM（NBC・20秒スポット）放映
※出通勤ゾーン18回、出通勤ゾーン以外17回の計35回。
- (6) ラジオCM（FM佐賀・20秒スポット）放映
※Aタイム31回。
- (7) 交通広告の掲出
- (8) SNSによる情報発信
- (9) 新聞広告による啓発
- (10) デジタルサイネージによる啓発
- (11) 県内コンビニにおける啓発
- (12) その他投票率の向上に資する企画・情報発信手法・ツール（自由提案）

※上記の放映時間帯及び本数については、前回実施分の佐賀県知事選挙をもとに目安としたものであるため、同規模の実施であれば実施本数の多少の増減は構わないが、最大限の効果が発揮されるよう提案すること。

※上記実施内容は、放映及び掲出等にあたっての素材制作も含むこととする。なお、企画にあたっては、可能な限り統一感を持った提案を行うこと。

※テレビCM及びラジオCMについては、CM放映計画と併せてパブリシティの提案が可能な場合は積極的に提案に盛り込むこと。

3 啓発全体の実施期間

令和8年12月3日（木）〔告示日〕～令和8年12月20日（日）【投票日】

※企画内容に応じて実施期間や納品日を個別に設定しているものがあるため、注意すること。

4 企画内容

（１）全般的事項（各業務に共通の注意事項等）

【重点項目】

- ・ 重点事項は次のとおりであること。
投票率が低い若年層（１８歳から３０代）に重点を置いた啓発の実施

【告知事項について】

- ・ 基本的な告知事項は次のとおりであること。

①選挙期日（投票日）

令和8年12月20日（日）

②選挙名

佐賀県知事選挙

③投票時間

原則として、午前７時から午後８時まで

ただし、一部の投票所では投票時間が異なる場合があります。

詳しくは、お住いの市町選挙管理委員会にお問い合わせください。

④期日前投票

投票日に投票できない方は期日前投票を利用しましょう。

期日前投票はこんなとき：✓投票日に仕事があるとき

✓投票日に投票区の区域以外に出かけるとき

✓出産などの予定があるとき

✓投票日に冠婚葬祭の予定があるとき

投票期間：令和8年12月4日（金）～12月19日（土）

投票場所：名簿登録地の市町選挙管理委員会が設ける期日前投票所

投票時間：午前８時３０分から午後８時まで

※一部の期日前投票所を除く

詳しくは、お住いの市町選挙管理委員会にお問い合わせください。

⑤広告主体名

佐賀県選挙管理委員会・佐賀県明るい選挙推進協議会

【企画提案にあたっての注意事項】

- ・ 投票日の周知及び投票の呼びかけを行うこと。
- ・ 使用しようとする文言や色・デザイン等が、特定の候補者や政党等を連想させるものや、批判するものになっていないか十分に注意すること。
- ・ モデルやタレント等を使用する場合は政治的に無色である者とする事。
- ・ 最終的な実施内容、制作内容（数量等含む）は、選定された企画提案を元に、県選挙管理委員会と協議のうえ決定するものであること。
- ・ 各種啓発実施先の入稿や納品の期限については、対象機関へ確認のうえ、スケジュールを厳守すること。

（２）キャッチフレーズの考案

- ・ このキャッチフレーズは、ポスターなど他の媒体に使用するものであること。
- ・ 明るい選挙・投票参加を促すもので、一党一派に偏らないものであること。
- ・ キャッチフレーズには、標語、俳句、川柳なども含まれる。

（３）ポスター制作

【規格等】

- ・ A 2 版、B 2 版、B 3 版の 3 つのサイズ（全てカラー印刷）を制作すること。
- ・ 紙質については、一般的なポスターと同等のもの以上とすること。

【納品物】

- ・ ポスター A 2 版：7 0 0 部、B 2 版：7 5 0 部、B 3 版：3 0 0 部
- ・ 版データ（形式：PDF、ai） 一式

【納期】

- ・ ポスター（完成品） 令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）（予定）
- ・ 版データ 最終稿の確定後、県選挙管理委員会へ直ちに納品

【納品先】

市町分：各市町選挙管理委員会（2 0 市町） ※直接、各市町へ発送

県 分：佐賀県庁新館 7 階 市町支援課

※ 納品先別の部数（配布計画）については、別紙のとおり。

【その他】

- ・ このポスターは、県内各市町に配布され、主に公共施設等に掲示されるものであること。
- ・ 基本的な告示事項を必ず記載すること（文言を多少変えることは可）。
- ・ その他の注意事項は「（１）全般的事項」に記載のとおりであること。

(4) チラシ制作

【規格等】

- ・ A4版、両面印刷で制作すること。
- ・ 紙質は、再生コート紙とすること。

【納品物】

- ・ チラシ：92,200部
- ・ 版データ（形式：PDF、ai） 一式

【納期】

- ・ チラシ（完成品） 令和8年11月24日（火）（予定）
- ・ 版データ 最終稿の確定後、県選挙管理委員会へ直ちに納品

【納品先】

市町分：各市町選挙管理委員会（20市町）※直接、各市町へ発送

県分：佐賀県庁新館7階 市町支援課

※ 納品先別の部数（配布計画）については、別紙のとおり。

【その他】

- ・ このチラシは、県内有権者の多くに頒布されるものであること。
- ・ 基本的な告示事項を必ず記載すること（文言を多少変えることは可）。
- ・ その他の注意事項は「(1) 全般的事項」に記載のとおりであること。

(5) テレビCM・ラジオCM放映

【納品数量】

- ・ 入稿データ 一式

【その他】

- ・ 放送の構成、セリフ等は自由とするが、次の文章は必ず使用すること。

①令和8年12月4日～12月19日（期日前バージョン）

- ・ 「12月20日」※投票日
- ・ 「12月4日から12月19日まで」※期日前投票ができる期間
- ・ 「佐賀県知事選挙」
- ・ 「佐賀県選挙管理委員会」
- ・ 「佐賀県明るい選挙推進協議会」※ラジオを除く

②令和8年12月20日（当日バージョン）

- ・ 「今日は佐賀県知事選挙の投票日です」
- ・ 「佐賀県選挙管理委員会」
- ・ 「佐賀県明るい選挙推進協議会」※ラジオを除く
- ・ その他の注意事項は「(1) 全般的事項」に記載のとおりであること。

(6) 交通広告の掲出

【対象交通機関】

- ・ J R 九州

【使用媒体】

- ・ 車体広告・車内広告、駅広告等の種類は問わない。広く県民に選挙の告知等ができるものを選択し、企画提案すること。
- ・ 交通広告に必要な媒体（ポスター、シール等）の制作も実施すること。
- ・ 交通広告の媒体デザインは制作したポスターと同一のもの又は共通性を持ったものとする。

【対象地域】

- ・ 原則として佐賀県内の路線・駅等で実施すること。

【実施期間】

- ・ 次の期間内に7日以上実施すること。
令和8年12月3日（木）から12月20日（日）まで
- ・ 投票日（12月20日）直前に広告が掲出されない状況はできる限り避けること。
- ・ 広告掲出は、できるだけ連続した期間で実施すること。
- ・ 広告の切り替え日が上記の実施期間の始期又は終期と合わない場合であっても、上記の実施期間以外の日に広告を掲出することは不可であること。

【その他】

- ・ 「(11) その他投票率の向上に資する企画・情報発信手法・ツール」に記載のとおり、県選挙管理委員会独自の啓発事業として、「県内各駅（J R）におけるポスターの掲出」を実施するため、その取組と重複しないように留意すること。
- ・ 企画提案書には、広告デザインのほか、次の事項を示すこと。
 - ①使用媒体
 - ②実施期間
 - ③掲出場所
 - ④掲出数量（掲出箇所数）
 - ⑤その他実施内容を説明するのに必要な事項（当該実施内容とする理由など）
- ・ その他の注意事項は「(1) 全般的事項」に記載のとおりであること。

(7) SNSによる情報発信

【基本的条件】

- ・ Instagram、LINE の各 SNS に広告を掲出し、広報を行うこと。
- ・ 掲載用バナー広告の制作（デザイン編集含む）を含むこと。

【表示ターゲット】

- ・ 佐賀県内在住の 18 歳～30 代

【想定 IMP】

- ・ Instagram：417,000 回
- ・ LINE：278,000 回

【リンク先】

- ・ ランディングページを制作し、リンク先とすること（ランディングページ内で佐賀県ホームページ内に県が作成するページにリンク）。

【実施期間】

- ・ 令和8年12月3日（木）から12月20日（日）まで

【その他】

- ・ 掲載用バナー広告は、1 種類*のデザインを作成後、各 SNS の規格に合わせてリサイズし制作すること。

※複数種類のデザインを提案・制作することを妨げるものではない。

(8) 新聞広告による啓発

【基本的条件】

- ・ 広く有権者への周知を図るため、県内主要 5 紙に選挙に関する新聞広告を掲載すること。

【掲載紙（5 社）】

- ・ 佐賀新聞
- ・ 西日本新聞
- ・ 朝日新聞
- ・ 読売新聞
- ・ 毎日新聞

【規格】

- ・ 記事下 5 段 1 / 2 モノクロ

【掲載日】

- ・ 令和8年12月3日（木）から12月19日（土）までの間のいずれか5日間に各1紙ずつ。

※具体的な掲載日については県から後日指定する。

【その他】

- ・ 掲載前に必ずゲラ刷りを提出すること。
- ・ その他の注意事項は「(1) 全般的事項」に記載のとおりであること。

(9) デジタルサイネージによる啓発

【基本的条件】

- ・ 県内商業施設等のデジタルサイネージを活用した啓発を行うこと。
- ・ 放送素材の制作を含むこと。
- ・ 放映枠は県で予約済みのため、次の対象施設と実施に向けた調整を行うこと。

【対象施設】

- ・ ゆめタウン佐賀
- ・ J R 佐賀駅

【実施期間】

- ・ ゆめタウン佐賀：令和8年12月3日（木）から12月20日（日）まで
- ・ J R 佐賀駅：令和8年12月3日（木）から12月20日（日）まで

【規格等】

- ・ ゆめタウン佐賀（2種）

	88 インチサイネージ	70 インチサイネージ
素材秒数	15 秒	15 秒
放映回数	120 本／日	200 本／日
音声	有り	有り
ファイル形式	動画（mp4） 静止画（JPEG）	動画（mp4） 静止画（JPEG）
制作サイズ	W800×H1600pixel	W1080×H1920pixel
音声フォーマット	AAC-LC	WMA・AAC
オーディオ ビットレート	128bps (CBR)	128bps
サンプリング周波数	48kHz	48kHz
エンコードレート	10Mbps～15Mbps	10Mbps～15Mbps
フレームレート	29.97fps 又は 59.94fps	29.97fps 又は 59.94fps
入稿締切	放送開始日の 5 営業日前の 17 時まで ※ 納品前審査有り	

・ J R 佐賀駅

	80 インチ縦型 サイネージ (2 面)	60 インチ横型 サイネージ (3 面)
放映媒体	80 インチ+60 インチ (縦横連動)	
放映回数	150 回／日	
音声	有り	無し
ファイル形式	動画 (mp4) 静止画 (JPEG)	動画 (mp4) 静止画 (JPEG)
制作サイズ	H1920×W1080pixel	H720×W3840 ※一面のみ使用 H720×1280
音声フォーマット	WMA・AAC	—
オーディオ ビットレート	128bps	—
サンプリング周波数	48kHz	—
エンコードレート	10Mbps～15Mbps	10Mbps～20Mbps
フレームレート	29.97fps 又は 59.94fps	29.97fps 又は 59.94fps
入稿締切	放送開始日の 5 営業日前の 17 時まで ※ 納品前審査有り	

(10) 県内コンビニにおける啓発

【基本的条件】

- ・ 県内コンビニのレジ液晶 POP 及び店内放送を活用した選挙啓発を行うこと。
- ・ 放送素材の制作を含むこと。

【対象施設】

- ・ ファミリーマート（県内全対象店舗）、ローソン（県内全対象店舗）

【実施期間】

- ・ 全ての対象施設において、次の期間内に 7 日以上実施すること。
令和 8 年 1 2 月 3 日（木）から 1 2 月 2 0 日（日）まで

【規格等】

- ・ ファミリーマート

	店内 BGM	レジ液晶 POP
展開物規格	音声データ 素材尺 30 秒	静止画（JPG 画像） 表示サイズ≒横 25×縦 14cm
展開場所	店内放送用スピーカー	レジ前液晶モニター
露出回数	30 秒素材×3 回／h×終日	15 秒表示×6 回／h×終日
入稿素材	WAV データファイル （対応素材尺 30 秒）	横 1,024×縦 576 ピクセル 横 768×縦 768 ピクセル 横 768×縦 402 ピクセル 300KB 以下の JPG（RGB）画像
最終データ 提出期限	展開 4 週間前	
入稿	展開 3 週間前 木曜日	

- ・ ローソン

	店内 BGM	POS レジ画面
展開物規格	※	静止画：1024×563 ピクセル 動画：512×384 ピクセル
時間	30 秒	15 秒
形式	※	静止画：JPG ファイル ※ プログレッシブ JPG は不可 動画：WMV ファイル ※ Windows Media Player8 以下
容量	※	静止画：95KB 以下 動画：1MB まで
原稿審査	※	展開開始 3 週間前月曜日
入稿期限	※	展開開始 2 週間前月曜日

※店内 BGM の規格については対象施設に直接ご確認ください。

(11) その他投票率の向上に資する企画・情報発信手法・ツール

【基本的条件】

- ・ 「(1) 全体的事項」の内容を踏まえつつ、投票率の向上（特に若年層の投票率）に資すると考えられる啓発事業を提案すること。

【その他】

- ・ 提案する事業の実施に必要な広告媒体・資材等の制作は、本委託業務の中に含まれるものであること。
- ・ 次に記載する啓発は、県選挙管理委員会独自で行うため、提案しないこと。
 - ① 県庁舎、市町村庁舎における懸垂幕・横断幕による啓発
 - ② 市町村庁舎へのトーキングポスターの設置
 - ③ 県内各駅（ＪＲ）におけるポスターの掲出
 - ④ 競馬場、競艇場、競輪場におけるアナウンス、大型ディスプレイ等による啓発
 - ⑤ 視覚障害者に対する選挙公報、選挙公報録音ＣＤ配布による啓発
- ・ その他の注意事項は「(1) 全般的事項」に記載のとおりであること。
- ・ 過去に県選挙管理委員会が実施した事業は、お問い合わせ頂ければ提供するものとする。

5 予算

18,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 その他留意事項

- (1) 制作にあたり、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権は（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- (3) 広報素材として、県からキャラクター画像（めいすいくん）の提供が可能。